

## 7月定例記者会見会議録

平成30年7月2日（月）午前11時～  
市役所2階 市議会第1委員会室

### 1. 市長からの発表

7月になりました。今年は不思議な気象で、西から梅雨が明けるのかと思えば、関東の方が梅雨明けをしてしまいました。

これから台風シーズンを迎えることになり、色々と市民の皆さんが、災害時の避難等について、しっかりと家族や地域で話し合っていたいただきたいと思います。

必ずしも非難とは、決められた場所に時所を構わずに逃げるのではなく、その時に身を守るにはどうすれば良いのか、しっかりと認識していただきたいと思います。

暑くなってくるので、体調には十分ご注意をいただきたいと思います。

さて、こんなハガキを最初にご覧いただきたいと思います。

私のところに個人宛に来たハガキです。これは架空請求ハガキというものです。このようなものが管内にずいぶんと出回っているそうです。法務省の名称等を不正に使用した架空請求の被害が出ていることであります。

法務省の名称、消費者生活センターの名称を不正に使用したハガキには、すぐに連絡をとるようということが書かれており、電話番号が記載されておりますが、より詳しい個人情報を得たり、お金を支払わせたりということになりますので、絶対に連絡をしないようにしてください。

もし、このようなハガキが届いた際には、市民生活課や警察等にご相談ください。

なお、平成30年4月から6月の架空請求ハガキに関する市民生活課への相談は23件ありましたので、気をつけてください。

特に、中高年女性の方の宛先で相談に来られているケースが多いです。

私の場合は、多分、私の名前は男か女が分からなかったので、中高年女性のもつりで送付されたのかと思います。

本日の私からの発表は3つあります。

まず、資料No.1の任期付職員（弁護士）の採用についてです。

自治体における行政需要は拡大・高度化、また、住民の権利意識の高まりや情報公開・行政手続法制等の浸透により、行政活動の様々な場面で、幅広い視

点からの法的検討を踏まえた対応が必要となっています。

さらに、地方分権の進展に伴い、地域の実情に応じた政策の実現と公共的課題の解決を図るため、法の執行や争訟、条例の制定改廃などの各場面で法理をしっかりと理解し活用することが求められるようになっていきます。

こういった状況に的確に対応するため、高い法務能力を備える者が行政内部に必要であることから、この度、行政関係の法務に明るい石田弁護士を7月1日付で法務統括監として採用しました。

お手元の資料にあるとおり、任期は平成32年3月31日までの1年9ヶ月です。状況によっては任期の更新も考えています。

主な業務内容として、行政内部における法解釈や法執行、例規の制定改廃などに関する支援・アドバイスを始め、訴訟対応や職員研修の講師などをお願いしたいと考えています。

また、議会の説明要員としての参画も期待しています。

石田弁護士には、市民サービスの更なる向上のため、持てる力を存分に発揮していただくよう期待しています。

つづいて、資料No.2の「ひゅーまんフェスタ2018」の開催についてです。

7月14日（土）午前10時から午後4時30分まで、ハイトピア伊賀4階及び5階で「ひゅーまんフェスタ2018」を開催いたします。

この催しは、伊賀市人権尊重都市宣言の趣旨に則り、全ての市民の人権が保障される明るく住み良い地域社会を築くために、市民一人ひとりが、さまざまな人権課題の解決に向けて、さまざまな視点から学び、考え、行動するきっかけとなることを目的として実施するものです。

当日は、一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事の田村 太郎（たむら たろう）さんを講師にお招きし、「ダイバーシティ時代の人権を考える～ちがいを豊かさに～」と題してご講演をいただきます。

また、政府拉致問題対策本部・三重県との共同開催事業として、「めぐみ～引き裂かれた家族の30年」の映画上映会を行うほか、各団体による体験コーナーや展示コーナーを設置します。

なお、映画上映会では、政府拉致問題対策本部の担当者に現在の拉致問題の取組状況についてもお話いただくこととしており、展示コーナーでは、三重県主催で「横田めぐみさんご家族ミニ写真展」が開催されます。

多くの市民の方に参加していただき、この催しを通して人権問題を考えるきっかけとしていただきたいと思いますと考えておりますので、市民の皆さんへの発信についてご協力をお願いいたします。

つづいて、資料No.3のライトアップイベント「お城のまわり」の開催についてです。

8月11日（土）と12日（日）の2日間、ライトアップイベント「お城のまわり」を開催します。

上野公園内と周辺施設の歴史的建造物をライトアップし、その素晴らしさを市民及び来街者に発信することにより、地域の資源を再確認してもらうということをコンセプトとし、今年が3回目の開催となります。

普段は入れない夜の「伊賀上野城」、「伊賀流忍者博物館」、「芭蕉翁記念館」を楽しめたり、音楽や食、竹灯りの催しを予定しています。

昨年度は、上野城本丸広場で「伊勢志摩サミットおもてなし竹あかり」の製作に関わられた川渕 皓平（かわぶち こうへい）氏製作の竹灯籠が展示され、大変好評でした。本年度は高さ5mの巨大オブジェの展示を予定しています。

また、芭蕉記念館前には奥の細道の句106句の行灯を灯します。

昨年は、約16,000人に来場いただき、多くの方々に満足していただいたという回答をいただきました。今年も昨年以上のイベントとなるよう、準備しているところです。

皆さん楽しみにお待ちください。

私からの発表は以上です。

## 2. 7月の主な行事予定

### (1) -1 夏の交通安全県民運動 伊賀署管内

日時

- ① 交通安全出動式 7月11日（水）午前7時30分～午前7時50分
- ② ミルミルウェーブ 同日 出動式終了後（7時55分頃～）約10分間
- ③ 大型店舗前での街頭啓発 同日 午後5時00分～

場所

- ① 駅前広場第2駐車場及び多目的広場（ハイトピア伊賀前）  
※雨天の場合、ハイトピア伊賀5階 多目的大研修室
- ② 同上 付近歩道 ※雨天中止
- ③ アピタ伊賀上野店 出入口付近

主催者 伊賀市

### (1) -2 夏の交通安全県民運動 名張署管内

日時

- ① 出動式 7月11日（水）9時30分～（20～30分程度）

- ② キャンペーン 同日 10時30分～  
(チラシ・グッズを配布し交通安全を呼びかける。)

場所

- ① 青山支所前駐車場 (雨天：青山公民館2F中ホール)  
② Aコープ青山前

主催者 伊賀市

(2) 伊賀市消防団夏期訓練の実施について

日時：7月15日(日) 午前9時から

場所：伊賀市民多目的広場 伊賀市緑ヶ丘東町920番地

雨天時は伊賀市民体育館

内容：(訓練内容)

人員・姿勢・服装の点検、震災対応の想定訓練として、情報収集、  
避難広報、救出救護訓練や火災想定訓練。

主催者：伊賀市消防団

(3) 2018年7月 「じんけん」パネル展

日時：平成30年7月2日(月)～30日(月)

午前8時30分～午後5時(平日のみ)

※7月10日(火)・17日(火)は午後7時30分まで延長します。

場所：寺田教育集会所 第1学習室

内容：「世界人権宣言」

主催者：人権生活環境部 寺田市民館(電話：0595-23-8728)

(4) 2018年7月 いがまち人権センターパネル展「人権啓発パネル」

日時：平成30年7月10日(火)～7月19日(木)

午前9時～午後5時(平日のみ)

※12日(木)・19日(木)は午後7時30分まで延長します。

場所：いがまち人権センターホール 伊賀市柘植町8898番地

内容：「発達障害啓発パネル」

主催者：人権生活環境部 いがまち人権センター

(5) 「2018ライトピア人権フェスティバル」

日時：平成30年7月10日(火) 午後7時30分

場所：ライトピアおおやまだ 伊賀市奥馬野17番地

内容：講演会「ちょっと心を かしてくれませんか」講師：宮崎<sup>みやざき</sup> 保<sup>たもつ</sup>さん

主催者：人権生活環境部同和課 ライトピアおおやまだ  
(電話：0595-47-1160)

(6) 子育て広場「にんにんパーク」イベント開催について

日時：平成30年7月8日(日)・22日(日)・8月12日(日)  
午前10時～午前11時30分

場所：上野南公園「にんにんパーク」内 伊賀市ゆめが丘七丁目13番地

内容：7月8日(日)「シャボン玉にんにん」  
7月22日(日)「感触あそびスライムを作ろう」  
8月12日(日)「水ふうせんで遊ぼう」

主催者：健康福祉部こども未来課(電話：0595-22-9654)

### 3. その他

(1) 主な質疑応答

【任期付職員(弁護士)の採用について】

記者：7月1日付から任期付職員として採用され、毎日出勤されますか。

部長：常勤です。

記者：当初予算分にも入っている顧問弁護士もいらっしゃいますが、顧問弁護士はどうするのか。また、任期付職員(弁護士)にはどういうことをしてもらいますか。

部長：顧問弁護士は、他市の例からも任期付職員(弁護士)を雇っても顧問弁護士は、何らかの形で続けているところも結構あります。

きちんとしたすみ分けをし続けていく方向が良いのではないかと思います。

例えば、セカンドオピニオンを要する事案、あるいは重要な訴訟に値するような事案については、顧問弁護士なのか、そのようなすみ分けをする事が必要かと思っております。

記者：顧問弁護士一人に年間300万円の報酬を支払っていますが、それが他の自治体の顧問弁護士料と比べて如何ですか。知人の弁護士からは高額だと聞きましたが。

部長：そのような指摘を受けたこともあります。調べたところ他よりは少し高い額を払っています。ただ、その分業務も幅広く様々なことをしていただいているのは確かなので、例えば市民向けの相談であったり、

審議会に出ていただいたりというようなところもございます。

記者：その上で、任期付職員（弁護士）を採用した中では、金額も含めて見直していくということですか。

部長：そのように思っております。

記者：セカンドオピニオンとおっしゃっていましたが、第一位はどちらですか。

部長：当面は両方という形になりますが、最終的にはセカンドオピニオンを求めるのは、顧問弁護士ということになります。最初は任期付職員（弁護士）に相談をする。そういう流れかと思えます。

記者：他の自治体ではこの様な弁護士を雇っていますか。

部長：把握しておりますのは、四日市市、松阪市、桑名市、名張市、それから町では南伊勢町。

記者：そういったところがいくら払っているか、そういうのは横並びで良いのではないかと思います。他と比べて高ければそれは批判されますし。このような理由で高額であるというのであれば、その訳を示していただければと思います。

記者：今おっしゃられた四日市市や名張市は、任期付職員として弁護士がいる市町ですよ。そこは皆さん任期付職員として弁護士が来られる一方で、顧問弁護士さんがおられるのですか。

部長：調べてみないとわかりませんが、日弁連から出ている書類によると、そういうところもあるということですが、どこがというのはわかりません。

記者：今回、任期付職員（弁護士）を雇われたのは、何か特定の事案があったからですか。

部長：ちがいます。

記者：顧問弁護士は他にもいらっしゃいませんか。債権管理の業務をされている弁護士はどうですか。

部長：市として業務委託として委託料を払っている弁護士2人です。

記者：他にはいらっしゃらないのですか。

担当課：業務委託ではなく、情報公開、個人情報保護審査会の委員として、他1人弁護士に委嘱をしております。

記者：ウィッツ青山学園を相手取った訴訟においては、顧問弁護士がいるにも関わらず、別途また弁護士を雇って費用を払っていますよね。これはどういうことですか。

部長：まず、顧問弁護士へ最初に相談していると思いますが、そこは得意なところへお願いしたというところがあったのではないかと思います。

必ず顧問弁護士が訴訟を対応することではないです。

市長：顧問弁護士は確かにいらっしゃいますけれども、やはり顧問弁護士というのは、一人親方の弁護士や事務所を組んでおられる所、またそれぞれの得意分野もありますので、案件によって最初は顧問弁護士にお願いするでしょうけれども、その展開によってしっかりとした体制で得意なところをお願いをするということは有り得ると思います。

記者：念のため確認ですが、顧問弁護士の報酬が高いと指摘も受けていたことはあるのですか。

部長：議会の方で受けたと思います。

記者：私も他所の弁護士から聞いて如何かと思う点がありますので、今後、報酬について検討しているという認識でよろしいですか。

部長：はい。今のまま続けるということではございません。

記者：市の役職に例えるとどのくらいですか。

部長：次長級です。給料（月給）については様々な年俸の加減がありますが、伊賀市任期付職員の採用等に関する条例第7条（特定任期付職員の給与の特例等）4号給です。

記者：任期付職員（弁護士）を採用するに当たっては、何か一本釣りしたのか、それとも日弁連などを通じてそういう方を紹介していただいたのですか。

部長：日弁連から紹介を受けたわけではありません。任期付職員（弁護士）というなかなかいない方を探して、選考という一般的なやり方です。

市長：南伊勢町で実績を積んだ方です。

記者：南伊勢町でも平成24年から平成28年の間に任期付公務員として活躍されたということですね。

部長：はい。

記者：法務統括監。

部長：「監」という役職は以前からございます。

記者：「監」というのは次長級であったのですね。

部長：はい。次長級の方がこの「監」です。

記者：法務統括監という役職自体は新設ですか。

部長：そうです。

記者：公務員は職務専念義務がありますが、石田弁護士についても市の仕事に専念してもらおうということですか。

部長：そうです。

記者：業務内容のどこに一番重点があるのでしょうか。満遍なくということですか。

部長：究極は職員の法制能力のアップ、知識の向上というところが一番大きいというところですが、なかなかそれは業務内容というところに書けないということで、効果として一番大きいのは、そこなのかなと。コンプライアンスの意識というのは日々から高めていくということが一番大きな効果だと思っております。

記者：職員研修とか、職員向け法律相談なんかが主になってくるということですか。

部長：そうですね。

記者：要するに法を犯す職員が多発しましたしね。

部長：そういった部分というのはかなり意識させていただいております。

記者：順法精神とかもですね。

部長：そうです。

#### 【法務省の名称や消費者センター等の架空請求による被害について】

記者：架空請求ハガキは市長のご自宅に届いたのですか。

市長：自宅です。多分、この名前では男女がわからないので、高齢の女性だと思ったのではないのでしょうか。

記者：消印は何日で、どこからになっていますか。

市長：東京都豊島区。6月25日。文言によれば、28日までに連絡がなければ、取り下げの最終日を過ぎてしまいますと訴訟に入ります。

記者：架空請求のハガキが皆さん届いたということですか。

市長：他の事例を聞いたところでは、ハガキが届いたと聞いています。こういうような同一の内容のものです。

記者：その中で、市長の栄さんという名前でおっしゃっていましたが、相談を受けているのは中高年の女性に多い傾向があるのでしょうか。

市長：中高年女性を目掛けて出しているようです。私は間違われたと思われまます。

記者：行政チャンネルなどに市長が出て、私にもこんなものが届きましたなど、自ら発信されることなどされませんか。

市長：これがその発信と思っておりますので、大いにニュースや記事に書いていただければと思います。やぶさかではありませんが、これで事足りるであろうと判断しています。しっかりと対応をしていただけたらとお願いをしておきます。

#### 【議会の決議について見解】

記者：議会で政治倫理審査会の当該議員に辞職勧告決議案が出されました。



交渉相手は市職員であったということではありますが、その職員が交渉したことについてどのようにお考えですか。

市長：精査、精読をいたしました。要は結局言っていることは同じだと思います。職員本人は、その政治倫理審査会の中で、そういうやりとりは交渉ではないのかと聞かれて、「はい」と言ってしまったのではないかというふうに思いますが、それは効力をもった、あるいはその実際に交渉していく上でのキャッチボールではなく、それが始まる以前の問い合わせや、聞き合わせみたいなことであつたのであろうと。そのため、当該議員が話していることと、それから政治倫理審査会で問われ答えた市職員本人との間に相違はないと思っております。

記者：市長としては問題ないと思っておられるということですか。

記者：議会内の話では、当該議員には議長による辞職勧告、あるいは議会において辞職勧告決議案が可決されましたが、市としては職員への処分などは一切検討されていないということですか。

市長：はい。これは議会で精査された話でございますので、議会内での結論というふうに私どもは理解しております。それについて私どもが職員に処分ということはございません。

記者：契約に直接関係のない市議会議員に契約の内容について相談を持ちかけた。契約相手との橋渡しを依頼したということについて問題はないのですか。今後も有り得ますか。

市長：橋渡しを依頼したという依頼であるかどうかについて、私はそういうものではないと思っております。

記者：百条委員会で参考人招致されて市長ご自身がおっしゃったのには、自分が知っていれば、そういうことをしないように止めていた。問題があつたと思うという認識で答弁されましたが、それは撤回されるということですか。

市長：当時は、そうかなというふうにあまりよく精査をしておりませんでした。しかし、後で精査、精読をいたしますと、そのようなことではなかったというふうに私は今思っております。

記者：依頼はしていないが、実際にその交渉の窓口をしてもらったのですか。

市長：交渉という捉えかた、依頼とか交渉という双方向的な根拠のあるものではなくて、聞き合わせ、問い合わせというような程度のものであつたというふうに私は理解しております。

記者：交渉に関わってはいけない立場の人間に問い合わせをしてもらったわけですね。依頼したかどうかは別にして。それは問題ではないのですか。

市長：交渉ではなく、依頼でもないと思っております。

記者：問い合わせをしたのでしょうか。

市長：聞き合わせです。

記者：交渉に関わってはいけない人間に問い合わせをさせたわけでしょ。

市長：それは問い合わせかもしれませんが、交渉ではありません。依頼でもありません。

記者：問い合わせをさせたわけでしょ。それを確認しているんです。

市長：問い合わせをさせたというか、それは正式なものではありません。正式なものになればそれは大いに注意をしなければいけませんけれども、それ以前の問題ですから。

記者：それは全然答えになっていないので。そのまま書かせていただきます。

市長：見解の相違というふうにおとりいただいても結構です。これは政治倫理審査会でそのように書かれているのは、政治倫理審査会の結論ということでありますし、私は私の考え方としてそのように思っております。

記者：ですので、何の問題もないので、今後も同じようなケースがあったらそれをやるといことですね。そうでないと通用しないです。

市長：瓜田に履を納れず、李下に冠を正さずという言葉がありますから、その辺のことは注意すべきことは注意しなければいけません。

記者：もうしないほうがいいということですか。

市長：そうですね。要らざる摩擦、誤解を招くというようなことはしない方が良くと思います。

記者：問い合わせをさせたということは認めたといいことですね。問い合わせをさせたのは間違いないでしょう。

市長：私が指示をしたわけではありません。

記者：確認ですが、これは政治倫理審査会の結論であって、市としては、今回の一連のことは問題がなく、他の次長を含めて、それこそ証人喚問に呼ばれていたような職員の処分などは一切検討していないということよろしいですね。

市長：はい。